

筑波大学水理実験センター暫定利用について

水理実験センター（以下センターと呼ぶ）の実験施設の利用については、当分の間、次のとおり取扱うものとする。

1. 利用の原則

実験施設の利用は、研究・教育その他本学の運営上必要と認められるものに限るものとする。

2. 利用資格

実験施設を利用することができる者は次のとおりとする。

- 1) 本学の教官およびその他の職員。
 - 2) 本学の学生。
 - 3) その他、水理実験センター長（以下センター長と呼ぶ）が適当と認めた者。
- ## 3. 利用の手続
- 1) 実験施設を利用しようとする者（以下、利用者と呼ぶ）は、利用予定日の3日前（休日は期間に算入しない）までに所定の利用願（P 参照）をセンター事務室へ提出し、センター長の許可を受けなければならない。
 - 2) 利用者は1)の規定により許可された事項を変更しようとするときは、予めセンター長に願い出なければならない。
 - 3) 利用期間は1年以内とし、当該会計年度を越えることができない。

4. 運用時間等

実験施設の運用日および運用時間は次のとおりとする。ただしセンター長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

- 1) 運用日：月曜日から金曜日まで（休日を除く）。
- 2) 運用時間：午前9時から午後5時まで。

5. 終了報告

利用者は、当該利用が終了したとき、または実験施設を利用する必要がなくなったときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

6. 論文等の公表の取扱い

- 1) 利用者は実験施設を利用して行なった研究

の成果を論文等により公表する際、当該論文等にセンターを利用した旨を明記しなければならない。

- 2) 利用者は、1)の公表された論文等の写し一部をセンター長に送付するものとする。

7. 損害・弁償

利用者が故意または重大な過失により施設・設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

8. 利用許可の取消し等

利用者がこの規定に違反し、またはセンターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長はその利用許可を取消し、または停止することができる。

9. 経費の負担

- 1) 利用者は当該利用に係わる経費の一部を負担しなければならない。
- 2) 上に述べた経費の額はセンター長が別に定める。
- 3) 上述の規定にかかわらず、センター長が特に認めた場合には、利用に係わる経費を負担させないことがある。
- 4) 上述の経費の負担は、国立学校特別会計の歳出予算の校費の振替によるものとする。

10. 補 則

利用者は実験施設の運用については、センター係員の指示に従わなければならぬ。

11. 細 目

この規定に定めるもののほか、実験施設・設備（各種計器）の利用に関し必要な細目はセンター長が別に定める。

（1978年11月1日、水理実験センター運営委員会決定）

利用可能な実験施設

1. 水理実験部門

大型水路（長さ160m、幅4m、深さ2.5m）
付帯設備：給水設備（ポンプ3台）、砂礫循環

設備（砂礫かきあげ、返送システム）、砂礫篩分け・貯蔵・混合・給砂設備（建設中）、データ収録設備（昭和54年度建設予定）。

詳しくは水理実験センター報告、1, 77～83を参照のこと。

2. 热・水収支部門

観測用鉄塔（高さ30m）、実験圃場（半径80m）、超音波風速温度計（6台）、ウェイング・ライシメ

ーター（1台）、浸透型ライシメーター（2台）など。

熱・水収支部門の観測システムとデータ収録・処理については、水理実験センター報告、2, 65～89、3, 81～93、を参照のこと。

なお、今までに行なわれたルーチン観測の利用可能なデータの索引表は、この後につけられている。